

議案第 38 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 13 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 49 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市民部の項第 6 号を削り、同表保健部の項に次の 1 号を加える。

(3) 国民年金に関する事項

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。